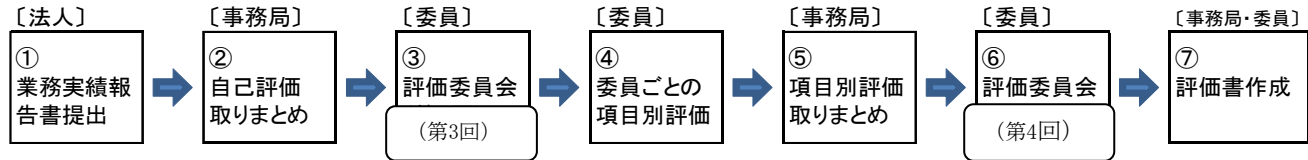


第 3 期中期目標期間における暫定評価について（令和 7 年度第 3・4 回委員会）

（1） 審議の進め方

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 78 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の第 3 期中期目標期間における暫定評価について審議いただきます。また、評価結果は法第 78 条の 2 第 5、6 項の規定に基づき公表するとともに県議会に報告されます。

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が中期計画の達成状況を各項目で検証し、Ⅳ～Ⅰの自己評価を行います。

【法人自己評価の基準】

評定	評 定 項 目
Ⅳ	中期計画を大幅に上回って実施している
Ⅲ	中期計画を予定どおり実施している、又は達成の見込が十分にある
Ⅱ	中期計画を十分に実施していない、又は達成の見込が不透明である
Ⅰ	中期計画をほとんど実施していない、又は達成の見込がない

②自己評価取りまとめ〔事務局〕（様式 1）

法人の自己評価を、事務局で 2 3 項目に集約し、「公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領」に基づき S～D の仮評価を行います。

【委員会評定基準】

評定	評 定 項 目	判 断 の 目 安
S	中期目標の進捗状況が非常に優れている	委員会が特に認める場合
A	中期目標の進捗状況が良好である	自己評価の評定がすべて「Ⅳ」又は「Ⅲ」
B	中期目標の進捗状況がおおむね良好である	自己評価の評定で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね 90% 以上
C	中期目標の進捗状況がやや不十分である	自己評価の評定で「Ⅳ」又は「Ⅲ」がおおむね 90% 未満
D	中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である	委員会が特に認める場合

※「中期目標期間評価」に当たっては、「進捗」を「達成」と読替

③第 3 回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

④委員ごとの項目別評価〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、②で事務局が作成した自己評価取りまとめ資料（様式 1）の各項目について、各委員が S～D の評価を行います。

⑤項目別評価取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価を取りまとめます。

⑥第4回評価委員会

⑤の取りまとめ結果を基に、項目別評価及び評価書（案）の最終検討を行います。

⑦評価書作成〔事務局・委員〕

評価委員会の結果を基に評価書を作成します。

(2) 提出書類等について

第3回委員会終了後に各委員の評価を取りまとめるため、下記期日までに書類の提出をお願いします。

【第3回委員会後の提出書類】

- 様式1 第3期中期目標期間暫定評価報告（令和3年度～令和6年度）の評定一覧
- 様式2 公立大学法人宮城大学評価委員会 質疑事項シート
※様式2は質疑事項がある場合のみ提出願います。

【提出期限】

令和7年12月1日（月）まで

【提出先】

事務局（宮城県私学・公益法人課）あてメールにて提出願います。
なお、様式のデータは第3回委員会終了後、メールにてお送りします。
E-mail : shigaku-hojin@pref.miyagi.lg.jp

4 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15.7.16 法律第118号）】〈抜粋〉※R6.5.16 改正前

（評価の結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

（認証評価機関の評価の活用）

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。